

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
がとる日
の翌日)

目次

◇告 示

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正
健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法
による報酬等の標準価額

健康保険法による保険医療機関等の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

家畜伝染病予防法によるひな白痢検査の実施

解除予定の保安林

土地改良区の役員の退任等の届出

◇選管告示

選挙管理委員会の招集
政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨

〃

〃

◇公安告示

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の
一部改正

昭和四十年十月鳥取県公安委員会告示第二十九号の一部
改正

理容師試験及び美容師試験の実施

歯科技工士試験の実施

甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安
責任者試験の実施

◇公 告

告 示

鳥取県告示第二百四十二号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（解の指定について）の一部を
次のように改正する。

昭和四十四年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県米子保健所 米子市角盤町二丁目一二五」を「鳥取県米子保

健所 米子市西福原字西原新町道東四四四」に、「鳥取県岩井警察署

岩美郡岩美町大字岩井六一四」を「鳥取県岩美警察署 岩美郡岩美町大

字浦富六四五の六」に改める。

鳥取県告示第二百四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二条第二項、厚生年金保険法

（昭和二十九年法律第百十五号）第二十五条及び日雇労働者健康保険法（

昭和二十八年法律第二百七号）第四条第二項の規定に基づき、報酬又は賃

金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準価額

を次のとおり定め、昭和四十四年五月一日から施行し、昭和四十年五月鳥

取県告示第二百七十九号（健康保険法等に基づく現物給与の標準価額の改

定については）、昭和四十四年四月三十日限り廃止する。

昭和四十四年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日	採用点数表
林原外科医院	東伯郡赤碕町赤碕一〇九二	外科、胃腸科、皮膚科、こうも ん科、整形外科、放射線科	林原不二夫	昭和四十四年三月二十六日	乙表点数表
川本内科医院	倉吉市上井町二丁目二	呼吸器科、消化器科、循環器科、 放射線科	川本悦夫	四月一日	〃
後藤内科医院	米子市両三抑五区 四、五一八ノ三	内科、小児科、放射線科	後藤久雄	〃	〃
郡家町立 私都診療所	八頭郡郡家町麻生	内科	八頭郡郡家町長 岸本政嘉	〃	〃
日南町国民健康 保険多里診療所	日野郡日南町萩原 一一五五ノ一	内科、外科	日野郡日南町長 木下太郎	〃	〃
松田小児科	倉吉市上井二〇二	小児科、内科	松田昌逸	〃	〃
鳥取県立 整肢学園	米子市皆生一、四八〇	整形外科	鳥取県知事 石破二郎	〃	甲表点数表
有限会社 山田薬局	米子市道笑町一丁目八		有限会社山田薬局 代表取締役 山田弘	昭和四十四年四月九日	

一 食事の給与
一人一月につき
一人一日につき
朝食一食につき
昼食一食につき
夕食一食につき
暈一暈一人一月につき

四千八百円
百六十円
四十円
六十円
六十円
二百円

時 価

鳥取県告示第二百四十四号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に
より、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。
昭和四十四年四月十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

令井薬局	境港市佐妻神町一六二		今井 マリエ		
前田小児科医院	鳥取市大工町頭二二	小児科、内科	前田 隆守	十四日	乙表点数表
石見診療所	日野郡日南町上石見 七六六ノ二	内科、外科	宮原 讓治	一日	

鳥取県告示第二百四十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十二号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地
 昭和四十四年二月二十八日 竹田内科医院 鳥取市本町二丁目一〇九

鳥取県告示第二百四十六号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月二十五日	倉吉市	各鶏舎
二十六日	羽合町	〃
二十八日	関金町	〃

鳥取県告示第二百四十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字浪瀧五二九八の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十四年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

尾高井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	山本親男	西伯郡岸本町上細見
"	米沢実	立岩
"	大沢登亀雄	吉定
"	松田喜治	"
"	野坂勉	岸本
"	井中正賀	押口
"	終幸雄	遠藤
"	船越薫明	福万
"	高橋寿雄	石洲府

就任した役員の氏名及び住所

任期満了に伴い退任

田守増蔵	福万	
伊達重政	尾高	
藤本好治	"	
中村実雄	吉定	
伊沢性一	尾高	
中曾栄一	福万	
理事	山本親男	西伯郡岸本町上細見三九八
"	石崎勇	立岩七一ノ一
"	大沢登亀雄	吉定六五七
"	松田喜治	六六〇ノ二
"	野坂勉	岸本二九〇
"	金沢健治	押口一一二
"	勝長勉	遠藤三五五
"	高橋寿雄	石洲府四三一
"	船越薫明	福万二九四
"	福永忠信	一九五ノ二
"	伊達重政	尾高一六八
"	藤本好治	一一八八
監事	中村実雄	吉定八一九ノ一
"	伊沢性一	尾高一六二
"	高橋繁雄	石洲府四二一

昭和四十三年四月十四日役員選挙会において当選し四月十四日就任
期二年

大鴨土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 山本信二 倉吉市北野

死亡に伴い退任

羽合砂丘土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 磯江正一 東伯郡羽合町大字久留

石川義孝

長瀬

戸崎薫

水戸

神崎昭文

長瀬

神崎治郎

〃

高田孝一

〃

村口春高

〃

植原正隆

〃

梅田政春

〃

秋草鉄雄

〃

富田勝雄

橋津

国田一夫

〃

岩本留治

〃

倉本幸吉

光吉

道家務

下浅津

秋田義治

久留

監事 西崎善太郎

橋津

鳥山仙太郎

橋津

椿徳

田後

任期満了に伴い退任

就任した役員の名及び住所

理事 浜中芳信 東伯郡羽合町大字長瀬一二二〇

長村節

一一七一

神崎治郎

一〇二五

塚本正夫

二二九七ノ四六

村松優

一〇四八ノ一

村口春高

一六七一ノ二

新豊

九五三

秋草鉄雄

一二八四

戸崎薫

水下一四七ノ一

磯江正一

久留二ノ四

岩本留治

橋津五三二

国田一夫

一四七

杉本茂治

三三三

道家務

下浅津一五二

倉本幸吉

光吉二三四

秋田義治

久留六三

監事 西崎善太郎

一六二

鳥山仙太郎

橋津一五八

椿徳

田後六九四

昭和四十四年三月十日総代会において総選挙の結果当選し三月十八日就任 任期四年

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

昭和四十四年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
昭和四十四年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十四年四月十七日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 公職選挙法の一部改正について

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する事項を記載した報告書を受理したので、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。
昭和四十四年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第17条の規定による報告書
- 2 期間 昭和43年7月1日から昭和43年12月31日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額 円	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額 円	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理 年月日
		件数	総額 円	件数	総額 円		件数	総額 円	件数	総額 円	
小林国司後援会	0	0	0	0	0	9,574	1	9,222	0	0	44. 1. 13

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者 なし

(2) 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
小林国司後援会	9,222円	1件	燃料費

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する事項を記載した報告書を受理し

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

たので、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。
昭和四十四年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

1 種類 政治資金規正法第17条の規定による報告書

2 期間 昭和44年1月1日から
昭和44年1月10日まで

3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額 円	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額 円	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理 年月日
		件数	総額 円	件数	総額 円		件数	総額 円	件数	総額 円	
松島俊之鳥取県後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44. 1. 13

4 主たる寄附者及び支出

- (1) 寄附者 なし
- (2) 支出 なし

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体及びその支部

の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十四年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する同法第18条の規定による報告書
- 2 期間 昭和43年7月1日から昭和43年12月31日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体及びその支部名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
加藤重蔵後援会	円 0 3,335	0	円 0 3,335	0	円 0 0	円 0 3,335	0	円 0 2,605	0	円 0 0	44. 1. 13
川上智正鳥取県西部地区後援会	3,335	1	3,335	0	0	3,335	1	2,605	0	0	44. 1. 16
” 中部地区 ”	3,405	1	3,405	0	0	3,405	1	2,605	0	0	44. 1. 16
” 東部地区 ”	2,905	1	2,905	0	0	2,905	1	2,605	0	0	44. 1. 16
公明党鳥取県支部連合会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44. 3. 31
小林国司後援会	0	0	0	0	0	9,574	1	9,222	0	0	44. 1. 6
塩出啓典後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44. 1. 8
自由民主党鳥取県支部連合会	2,629,680	9	2,139,680	13	490,000	2,724,672	187	2,697,388	0	0	44. 3. 15
生長の家政治連合会鳥取県支部	0	0	0	0	0	83,092	7	79,510	0	0	44. 1. 13
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取県支部連合会	0	0	0	0	0	255,740	1	255,700	0	0	44. 1. 13
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	0	0	0	0	0	150,940	8	150,940	0	0	44. 1. 13
全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	0	0	0	0	0	309,931	4	295,431	0	0	44. 1. 13

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

山口辰次郎鳥取県後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	1.	8
鳥 取 県 医 師 連 盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	1.	13
鳥取県歯科医師政治連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	1.	6
鳥取県東部徳安後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	1.	13
鳥取県徳安後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	1.	8
鳥取県民主政治研究会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	1.	13
鳥 取 県 政 同 志 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	1.	13
日本社会党鳥取県本部	2,545,551	1	30,000	3	170,000	2,660,175	121	2,628,076	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	2.	5
日本民主教育政治連盟鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	1.	13
広 田 幸 一 後 援 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	1.	13
松 島 俊 之 鳥 取 後 援 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	1.	13
民有林振興協会鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.	1.	13

政党、協会その他の団体名

寄附の総額

件数

寄附者の氏名又は団体名

職業

住所又は主たる事務所の所在地

- 1 川上智正鳥取県西部地区後援会
3,335円
1件
公 明 党
、
東京都新宿区
- 2 川上智正鳥取県中部地区後援会
3,405円
1件
公 明 党
、
東京都新宿区
- 3 川上智正鳥取県東部地区後援会
2,905円
1件
公 明 党
、
東京都新宿区
- 4 自由民主党鳥取県支部連合会
2,139,680円
9件
自 由 民 主 党
、
東京都千代田区
- 5 日本社会党鳥取県本部
50,000円
1件
日 本 社 会 党
、
鳥取県鳥取市

360,000円

7件

徳 安 実 蔵
県 会 自 民 党

会社社長

鳥取県鳥取市
東京都千代田区

30,000円

1件

鳥取県労働組合総評議会

鳥取県鳥取市

(2) 支 出

政党、協会その他の団体及びその支部名	支出の総額	件数	支出の目的
1 川上智正鳥取県西部地区後援会	2,605円	1件	印刷費
2 川上智正鳥取県中部地区後援会	2,605円	1件	印刷費
3 川上智正鳥取県東部地区後援会	2,605円	1件	印刷費
4 小林 国 司 後 援 会	9,222円	1件	燃料費
5 自由民主党鳥取県支部連合会	393,000円	12件	職員給
	695,150円	46件	雑給
	329,530円	20件	旅費
	219,890円	6件	電話料
	60,000円	6件	借家料
	6,200円	1件	備品費
	129,645円	10件	広告料
	70,699円	24件	通信運搬費
	178,640円	11件	印刷費
	82,980円	9件	消耗品費
	239,271円	27件	雑費
	40,647円	4件	役員会費
	56,520円	4件	会議費
	3,000円	1件	組織部会費
	73,500円	2件	教育宣伝費
	6,000円	2件	婦人部会費

20,000円 1件 山陰労働金庫鳥取支店 鳥取県鳥取市
 10,000円 1件 西 村 清 則 会社社長 鳥取県米子市

6	生長の家政治連合鳥取県支部	140,000円	2件	西部事務所費
		47,600円	3件	分担金
		5,200円	1件	印刷費
		1,010円	1件	会議費
		5,700円	1件	活動費
		20,000円	1件	事務手当
		255,700円	1件	会費
7	全国たばこ耕作者政治連盟鳥取県支部連合会	29,520円	2件	旅費
8	全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	35,470円	3件	会議費
		3,000円	1件	会場費
		3,250円	1件	交通費
		79,700円	1件	会費
		2,700円	1件	消耗品費
9	全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	175,950円	1件	県支部拠出金
		19,466円	1件	会議費
		111,795円	1件	出張旅費
		195,320円	2件	中央本部党費
10	日本社会党鳥取県本部	957,500円	8件	給与
		32,455円	6件	社会保険費
		50,000円	1件	退職給与金
		10,810円	7件	執行委員会費
		113,401円	7件	諸会議費
		44,580円	2件	執行委員会旅費

15,960円	1件	諸会議旅費
133,880円	8件	中央本部招集会議費
10,280円	2件	各部活動費
16,180円	2件	共 闘 費
240,452円	13件	党役職員行動費
216,600円	5件	総支部育成費
5,000円	1件	社青同育成費
28,000円	4件	渉 外 費
152,900円	5件	家 賃 費
1,000円	1件	宣 伝 費
5,650円	2件	印 刷 費
17,054円	6件	消 耗 品 費
87,887円	13件	通 信 費
2,000円	1件	資 料 費
10,397円	3件	水道光熱費
20,220円	1件	犠牲者救済拠出金
120,600円	1件	選挙闘争資金本部上納費
110,240円	8件	備 品 費
23,510円	11件	書記局移転費

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十一号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号（信号機の設置場

所について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年四月十五日から施行する。

昭和四十四年四月十五日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

表中

十八	鳥取市栄町五〇七番地地先交差点(十字路)	を
十八	鳥取市瓦町五〇七番先交差点(十字路)	に
二十四	鳥取市東品治町五八番地の二三地先(单路)	を
二十四	鳥取市栄町七二〇番先(单路)	に改める。

鳥取県公安委員会告示第二十二号

昭和四十年十月鳥取県公安委員会告示第二十九号(自動車の保管場所の確保等に関する法律第五條第一項及び第二項の規定の適用を除外する区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十四年四月十五日

鳥取県公安委員長 澤 住 辰 蔵

参考1中「安長の一部」の下に「商業町」を加える。

公 告

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和44年4月15日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日 時	昭和44年5月19日 午前9時
場 所	鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂 米子市東福原 鳥取県米子保健所会議室

(2) 実地試験

日 時	昭和44年6月2日 午前9時
場 所	鳥取市上町 学校法人鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後1年以上の実地習練を経たもの

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終つた者
- (4) 理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に、美容師試験受験者

にあつては美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

4 試験の科目及び事項

(1) 学科試験

ア 衛生法規大意

イ 生理解剖学大意

ウ 消毒法

エ 伝染病学（細菌学を含む。）大意

オ 公衆衛生学大意

カ 皮膚科学大意

キ 物理及び化学（化粧品化学及び理容又は美容に関する部分に限る。）大意

ク 理容又は美容理論大意

(2) 実地試験

ア 理容又は美容の基礎的技術

イ 消毒薬の取扱

ウ 理容又は美容を行なう場合の衛生上の取扱

5 出願の方法

(1) 願書の提出期間

昭和44年4月25日から昭和44年5月10日まで（郵送のものについては、昭和44年5月10日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課

(3) 提出書類

ア 受験願書（別記様式によること。）

イ 履歴書（最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なった場所及び期間を記載すること。）

ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ 実地終練を終了したことを証する書面

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ 写真（出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの）

(4) 美容師法施行令（昭和28年政令第232号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第2条第4項の規定により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類にかえて、知事の発行した美容師学科試験免除通知書又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

6 試験手数料及びその納付方法等

(1) 試験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

(3) 既納の手料は、還付しない。

7 試験場に持参するもの

(1) 学科試験

受験通知書、筆記用具及び昼食

(2) 実地試験

ア 受験通知書、昼食及び上はき

イ 理容師試験を受ける者

ウ 白 衣

エ 鬘髪及び顔そりに必要な器具等

オ 応急薬品

カ 美容師試験を受ける者

ク 白 衣

コ ミコールド、パーマネントウエアー等の施術上必要な器具、材

料及び化粧品

ク 応急手当

8 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、美容師試験のモデルは、なるべく年齢18才から30才までの者で、髪に著しい癖のないものであること。

9 その他

(1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明の点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。

(3) 文書による照会は、15円切手を同封すること。

別紙様式 (用紙はB列5番とすること。)

理容師 (美容師) 受験願書

収入証紙
はりつけ欄

本 籍 住 所 (番地及び〇〇方も記入すること。)

(ふりがな)
氏 名

年 月 日生

理容師法第2条第1項 (美容師法第4条第1項) の規定による理容師 (美容師) 試験を受験いたしたいので、別紙関係書類を添えてお願いいたします。

年 月 日

氏 名

印

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

(注) 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地試験」と朱記すること。

歯科技工法 (昭和30年法律第168号) 第12条第1項に規定する歯科技工士試験を次のとおり実施する。

昭和44年4月15日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施場所

鳥取市富安八ヶ坪42番地 鳥取高等歯科技工士学院

2 実施期日

学説試験 昭和44年4月30日 午前9時から

実地試験 昭和44年5月1日 午前9時から

3 受験願書の提出期間
昭和44年4月15日から 昭和44年4月22日まで

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項に規定する甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。
昭和44年4月15日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類及び方法

(1) 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験の方法

ア 筆記試験

火薬類取締りに関する法令

一般火薬学

イ 面接による人物試験

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和44年6月8日（日曜日）

午前9時30分から正午まで

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履 歴 書
(3) 写 真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。

(4) 戸 籍 抄 本

「受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課および鳥取県火薬保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。」

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

5 受験願書受付期間

昭和44年5月10日から昭和44年5月20日まで

6 受 験 票

受験票は、受験願書を受け付けた場合のみ交付する。